

知ってください!

(丹後保健所ウェブサイト)
<https://www.pref.kyoto.jp/tango/ho-tango/050323kagakubussitukabinnyou.html>

化学物質過敏症

編集/発行

京都府丹後広域振興局健康福祉部
京都府丹後保健所 保健課

〒627-8570 京都府京丹後市峰山町丹波855
TEL.0772-62-4312 FAX.0772-62-4368

令和6年1月18日

■化学物質過敏症とは？

化学物質を含む柔軟剤や農薬などに触れたり、吸い込んだりすることによって、嗅覚過敏、頭痛、めまい、吐き気などの症状が現れる病気です。反応する製品や症状の程度は人それぞれで、検査や治療方法はまだ確立されていません。子供の頃に発症する方だけでなく、大人になってから突然発症する方もおられ、誰でも発症する可能性があります。未解明な部分が多いため、周りの人に理解してもらいづらく、苦しんでいる方がいます。



■どんな症状がでるの？

症状は嗅覚過敏、眼・鼻・喉の刺激症状をはじめ皮膚の紅斑・かゆみ、易疲労感、頭痛、めまい、吐き気、集中力の低下などです。

重症になると、強い精神神経症状を示す場合もあります。

なお、嗅覚過敏は多くの患者に見られることから、化学物質過敏症の特徴的な症状とされています。



■症状を誘発させるものは？

柔軟剤、芳香剤、消臭剤、整髪剤、香料などの日用品、農薬、自動車の排気ガス、建材などから放散する揮発性有機化合物、暖房等の燃焼ガスなどです。



なお、農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

—香りの感じ方には個人差があります—

患者本人ができる対策としては、香料を含む日用品を使わない生活をする、マスクをするなど、原因物質を避けることが大切です。しかし、本人の努力だけではまかないきれない部分があり、周囲の人の理解が重要です。「自分にとっては心地よい香りでも、苦しんでいる人がいるかもしれない」と少しでも気にかけていただくことで、救われる患者さんがいます。香水や柔軟剤は適切な使用量を守り、公共施設で多くの人が集まる場では香りの強い製品は控えるよう、ご配慮ください。



農薬飛散による被害の発生を防ぐためには？

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょう。過去の相談等により化学物質に敏感な方が居住しているのを把握している場合は、十分な配慮が必要です。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者の連絡先を含めましょう。近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



<参考文献>

(消費者庁ウェブサイト): その香り困っている人もいます(ポスター)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/

(環境省ウェブサイト): 平成27年度「環境中の微量な化学物質による健康影響に関する調査研究」報告書

<https://www.env.go.jp/chemi/anzen/mcs/mcs.html>

(文部科学省ウェブサイト): 健康的な学習環境を維持管理するために—学校における化学物質による健康障害に関する参考資料—

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1315519.htm

(環境省ウェブサイト): 農薬飛散による被害の発生を防ぐために

https://www.env.go.jp/water/novaku/hisan_risk/leaflet1.html